

TEC-FORCE予備隊員について

国土交通省 中部地方整備局

令和7年8月5日、7日

目 次

- 1. TEC-FORCE連携強化**
- 2. TEC-FORCE予備隊員の
主な活動内容**
- 3. 募集要項等**

被災地方公共団体等の災害応急対策への支援体制強化

能登半島地震の災害対応で得た教訓を踏まえ、南海トラフ巨大地震のような大規模広域災害に備えとして、更なる体制強化が必要



より迅速な災害対応を図るため、多様な主体と一体となった活動の強化を実施

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和7年5月28日成立）

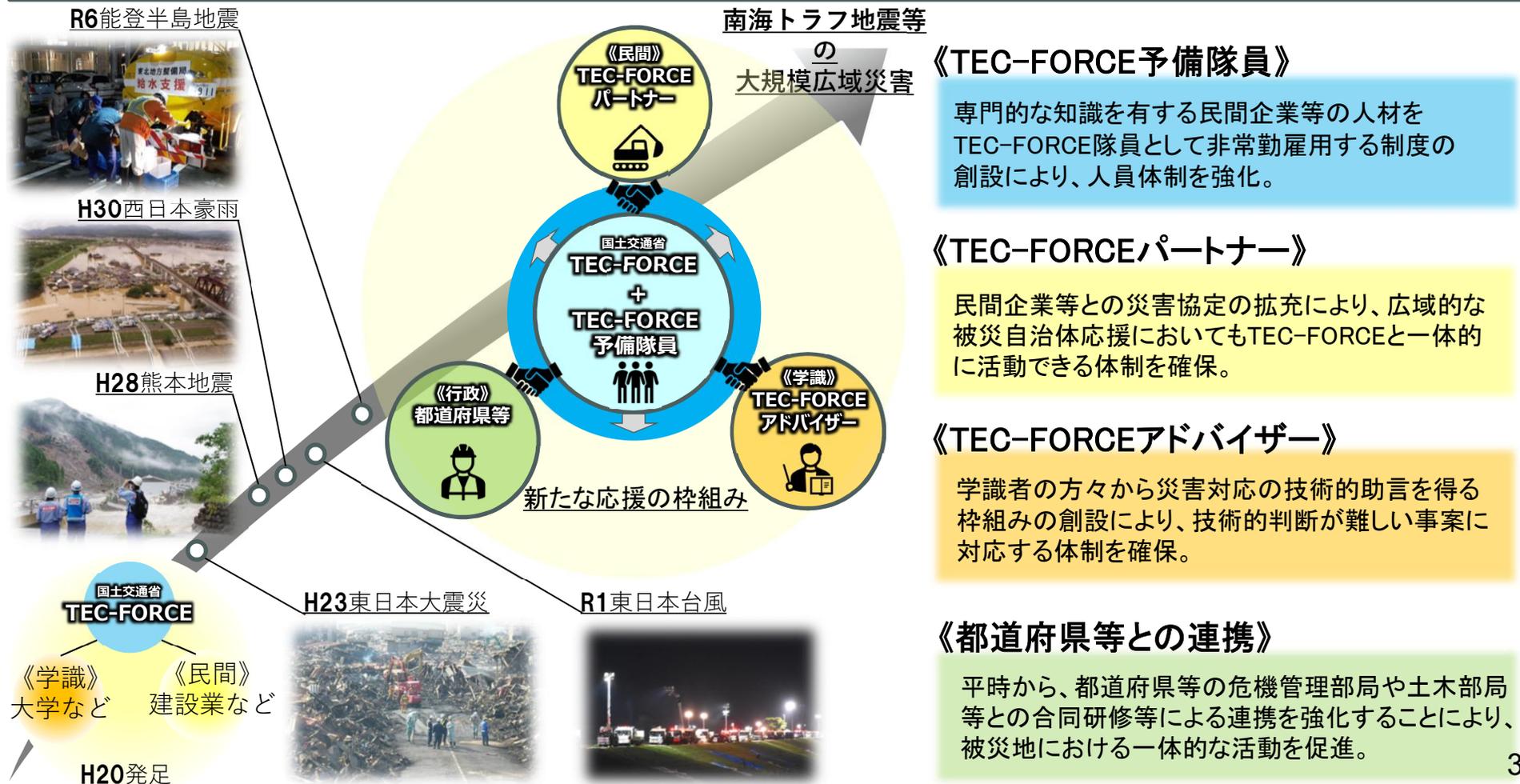
第四十九条の二

- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前項の措置を講ずるほか、**高度かつ専門的な技術、知識又は経験を有する人材の確保及び育成、資機材の整備、災害の状況に応じて機動的に応援を行う体制の整備、多様な主体との連携の強化**その他の取組を推進することにより、他の災害応急対策責任者（第五十一条第一項に規定する災害応急対策責任者をいう。）を**迅速かつ的確に応援するよう努めなければならない。**

TEC-FORCEの増強と多様な主体との連携による新たな応援体制の構築 中部地方整備局

～大規模広域災害に備え、災害対応力を格段に引き上げ～

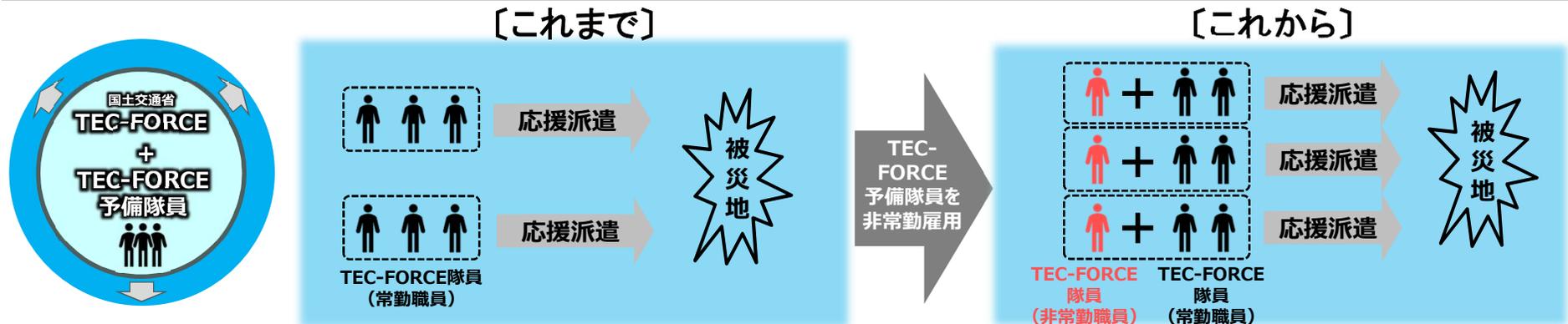
- TEC-FORCEは平成20年の発足以来、東日本大震災や西日本豪雨など様々な災害における現場対応を積み重ね、蓄積した知見を次なる災害対応に活かすことで着実に備えを充実してきた。
- 能登半島地震等の経験も踏まえ、気候変動により激甚化・頻発化する水災害や切迫する南海トラフ地震等の大規模広域災害に対応するためには、現在の災害対応力を格段に引き上げることが必要になる。
- 国土交通省の持つ現場力・総合力を活かした被災自治体への応援の強化に向け、TEC-FORCEの増強と行政機関・民間企業・学識者などの専門性を持った多様な主体との更なる連携強化による新たな応援体制を構築していく。



～大規模広域災害に備え、災害対応力を格段に引き上げ～

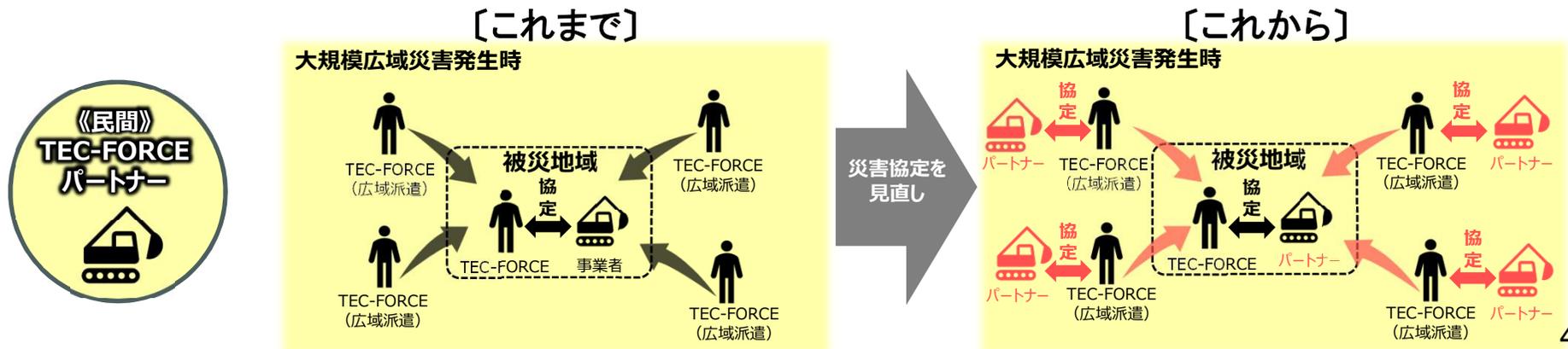
《TEC-FORCE予備隊員》

- 大規模災害時における被災地の応援ニーズに応えるため、TEC-FORCEのさらなる応援体制の強化が必要。
- このため、新たに創設する「TEC-FORCE予備隊員」制度により、専門的な知識を有する民間企業等の人材を募集・採用し、災害時に国家公務員(非常勤職員)として被災地に派遣することにより、TEC-FORCEとしての応援体制の強化を図る。



《TEC-FORCEパートナー》

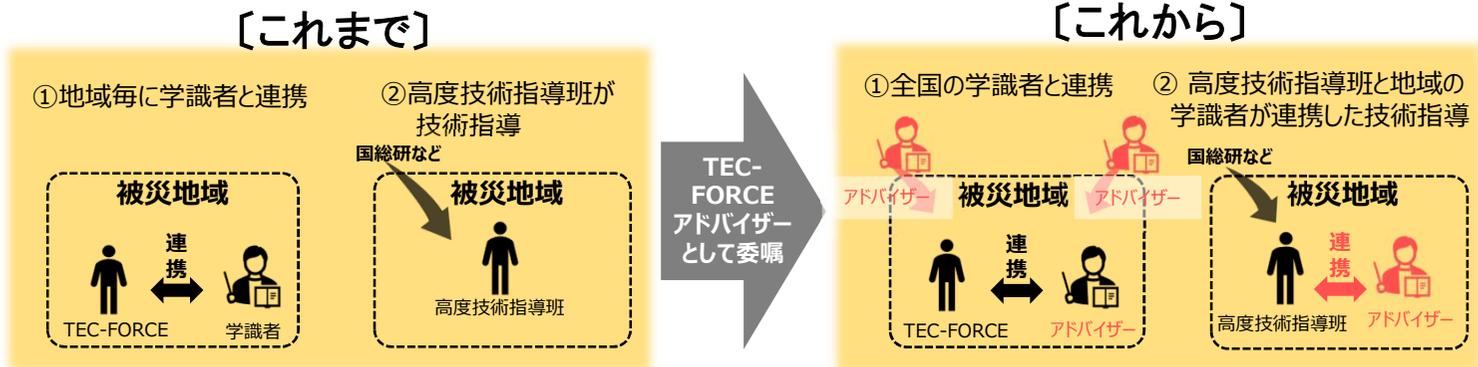
- 現行の災害協定は必ずしも管外派遣・自治体応援を想定していないため、大規模広域災害における円滑な自治体応援に向け、災害協定を見直し、応援の範囲を支分部局管外・被災自治体応援まで拡大。
- 国土交通省の要請により活動する企業・団体等をTEC-FORCEパートナーと位置付け、広域的な被災自治体応援においてもTEC-FORCEと一体的な活動を展開。



～大規模広域災害に備え、災害対応力を格段に引き上げ～

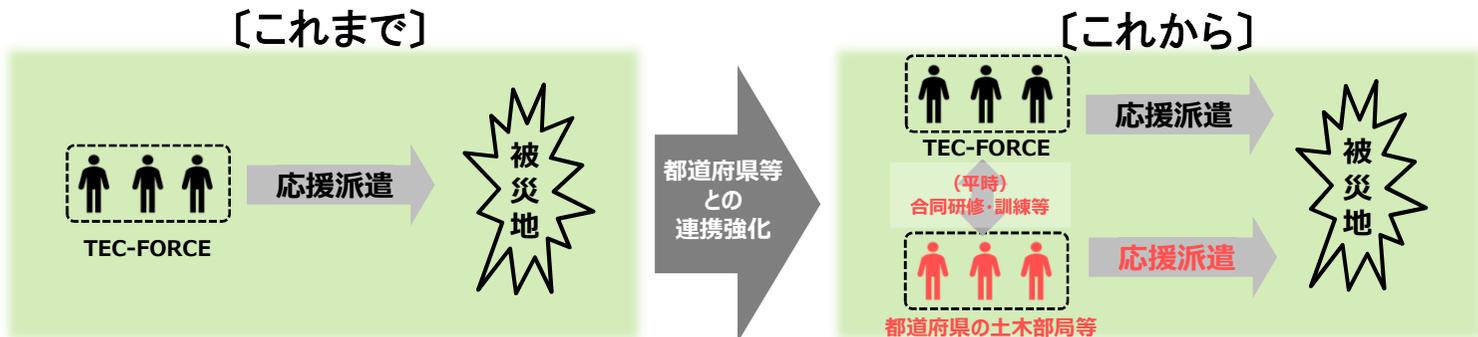
《TEC-FORCEアドバイザー》

- 大規模広域災害の発生時には被災箇所が膨大となるなか、後発災害に備えるための災害応急対策や早期復旧に向けた技術的助言のニーズが高まることが想定され、これらのニーズに迅速に応えるためには、多くの学識者の協力が不可欠。
- このため、被災地で学識者から速やかに技術的助言をいただく新たな枠組み「TEC-FORCEアドバイザー制度」を創設し、事前に委嘱することで技術的判断が難しい事案に即応する体制を確保。
- また、地域の学識経験者との連携の強化により、大規模広域災害時のみならず災害時のTEC-FORCE高度技術指導班による活動がより円滑かつ効果的になることも期待される。



《都道府県等との連携》

- 都道府県等の危機管理部局や土木部局等との連携を強化し、大規模災害時にTEC-FORCEと都道府県等が公共土木インフラなどに係る災害対応(被災状況調査等)において協働できるよう、以下の取組の促進により応援体制を強化。
- [要請者]市区町村等は、国土交通省に加え、協定等の枠組みにより都道府県等に派遣要請を行うことを想定した受援計画策定等を検討。
- [応援者]TEC-FORCEと都道府県等の土木部局が、被災地において連携して自治体応援が行えるよう平時から研修・訓練等を実施。



目 次

1. TEC-FORCE連携強化
2. TEC-FORCE予備隊員の
主な活動内容
3. 募集要項等

「TEC-FORCE予備隊員」は、災害時等に非常勤職員の国家公務員として採用され、TEC-FORCEの一員として被災地等で活動いただく予定です。

※ 災害時の派遣先は、採用された地方整備局等管内に加え、管外（全国）への派遣となる場合がありますが、個人の事情等（健康状態等の本人の事情、家族等の状況、企業等に勤務している場合の業務繁忙等を想定しています）も踏まえた調整の上で決定します。

リエゾンとしての活動

リエゾンは被災地方公共団体の支援ニーズを把握し、効果的な対策の早期実現へ向けて、役に立つよう動きます

- リエゾン※は、災害が発生又は発生するおそれのある場合に派遣され、被災した地方公共団体での情報収集や支援ニーズの把握を積極的に行います。
- リエゾンが被災した地方公共団体と地方整備局との太いパイプ役となって連絡調整にあたることにより、TEC-FORCEが迅速な応急対策等の支援を行うことができます。

※リエゾン（災害対策現地情報連絡員 Liaison, 「仲介、橋渡し等」という意味のフランス語）

被災した地方公共団体



- 被害情報や支援ニーズを把握
- TEC-FORCE活動や国土交通省の対応状況等を説明

支援要請内容
の報告



リエゾンによる調整

TEC-FORCEによる
災害支援を実施



国土交通省（災害対策本部）



- リエゾンからの情報を総合的に判断し、最適な支援のためのTEC-FORCEを派遣

「TEC-FORCE予備隊員」は、災害時等に非常勤職員の国家公務員として採用され、TEC-FORCEの一員として被災地等で活動いただく予定です。

※ 災害時の派遣先は、採用された地方整備局等管内に加え、管外（全国）への派遣となる場合がありますが、個人の事情等（健康状態等の本人の事情、家族等の状況、企業等に勤務している場合の業務繁忙等を想定しています）も踏まえた調整の上で決定します。

公共土木施設の被害状況の調査

被災地方公共団体が管理する施設の被害状況を調査します

- 被災状況調査班として、河川や砂防、道路、港湾などの自治体が管理する施設の被害状況を短期間で調査します。また、発災後の橋梁や危険溪流等の安全性の確認なども行います。
- 地方公共団体の円滑な災害申請への活用も想定し、被害状況調査の結果を取りまとめ、被災自治体へ報告します。



河川被害状況の調査



道路被害状況の調査



土砂災害被害状況の調査



港湾被害状況の調査

災害応急対策に必要な技術的助言

被災地方公共団体等に対し、必要な技術的助言を行います

- 高度技術指導班として、被災地における災害応急対策に必要な技術的助言等を行います。

- TEC-FORCEは、効率的な活動を行うため、必要に応じ、**地域別又は実施内容別に幾つかの班を構成**する。
- 実施内容別の班構成の例を以下のとおり。また、各班にロジ担当を随行させるなど、被災規模や被災形態に応じ、適切な班構成とする。

【班構成】

①リエゾン

②先遣隊

③先遣調査班

④現地支援班

⑤情報通信班

⑥高度技術指導班

⑦被災状況調査班

⑧応急対策班

⑨広報班

⑩ロジ班

⑪その他

市町村へのリエゾン派遣



【 H27.5 口永良部島の火山活動 】
(鹿児島県屋久島町)

被災状況の把握



【 令和2年7月豪雨 】
(熊本県五木村)

排水ポンプ車による緊急排水



【 H30.7月豪雨 】
(岡山県倉敷市真備町)

被災映像の共有



【 令和3年7月1日からの大雨 】
(島根県飯南町)

自治体への技術的助言



【 令和3年7月1日からの大雨 】
(静岡県熱海市)

捜索活動への技術的助言



【 H28.4 熊本地震 】
(熊本県南阿蘇村)

「リエゾンは被災自治体との太いパイプ役」

- 災害が発生又は災害が発生するおそれのある自治体へ派遣します
- 被災自治体の被災状況の収集や支援ニーズを積極的に把握します
- リエゾンを通じて被災自治体との円滑な情報共有を図ることにより、迅速な応急復旧等の支援が可能になります

※リエゾン (liaison) とは、フランス語で「組織間の連絡、連携」の意味する



- 国土交通省として、被災地のニーズにはどんな些細なことにも耳を傾けること！聞く耳持たずはNG！！
- 国土交通省の所掌、所管するインフラの被災情報の把握だけではなく、被災者目線で地域が困っている、悩んでいることを収集等し、支援につながるよう努めてください。

踏査等により、公共土木施設等の被害状況を調査し、被災箇所の早期把握を行う



踏査等により、公共土木施設等の被害状況を調査し、被災箇所の早期把握を行う

【様式-13】総括表【記載例】				(被災市町村等:)					
〇〇地方整備局		道路班		班長: 〇〇河川国道事務所 □□□□課長 建設太郎					
箇所番号	調査日時	調査箇所 (河川名・路線名・地先等)	災害種別	被災施設(代表施設) 被災規模(延長・高さ等)	被害状況				概算被害額 (百万円)
					一般被害	交通規制	応急対応	その他	
1	8月1日 9:00時点	〇〇〇〇線 〇〇県〇〇市〇〇地先	道路	コンクリートブロック積み擁壁の崩壊 L=約30m、SL=約15m	無し	全止め 迂回有り	必要	崩落箇所に 電柱有り	〇百万円
2	8月1日 11:00時点	□□□□線 〇〇県〇〇市□□地先	道路	コンクリートブロック積み擁壁の崩落 L=約10m、SL=約2m	無し	片交	必要	-	〇百万円
3	8月1日 15:00時点	△△△△線 〇〇県〇〇市△△地先	道路	コンクリートブロック積み擁壁の崩壊 L=約20m、SL=約15m	家屋 1戸全壊 2戸半壊	全止め 迂回有り	詳細調査 が必要	-	〇百万円
4	8月2日 10:00時点	〇〇〇〇線(××川) 〇〇県〇〇市××地先	橋梁	P1~A2間の床版流失 L=約6m、W=約2m	無し	全止め 迂回有り	不用	-	〇〇百万円
5	8月2日 13:00時点	△△△△線(××川) 〇〇県〇〇市××地先	橋梁	P1橋脚の異常洗掘 護床ブロック全流失	無し	無し	必要	-	〇百万円

【様式-16】調査表②【記載例】				〇〇地方整備局 道路班	
箇所番号	1	調査日時	8月1日 9:00時点	災害種別	道路崩壊
起点終点の位置を明記する(※必須)					
 <p>注:イメージ</p>			 <p>注:イメージ</p>		
<p><コメント> 被災箇所の前後においても土砂崩落のため、構造物が宙に浮いた状態になっており、近づくことは危険である。</p>			<p><コメント> 崖辺状況は、山間部のため、家屋等への被害の恐れはない。</p>		
 <p>注:イメージ</p>			 <p>注:イメージ</p>		
<p><コメント> 崩落の範囲は、コンクリートブロック擁壁の基礎部よりさらに下の部分まで崩落している。</p>			<p><コメント> 車道部の盛土も崩壊しており、路面が宙に浮いている状態である。</p>		
<p><コメント> 崩落箇所の下部は、さらに斜面が続いており、降雨等によりさらに深掘れが懸念される。</p>			<p><コメント> 崩落箇所が露出しているため、降雨等による被害の拡大が懸念される。</p>		
技術的所見					
<ul style="list-style-type: none"> 降雨等により、被害拡大が懸念されることから、早急な応急対策が必要である。 応急対策としては、大型土のうと法面保護シートの設置が有効と考える。 復旧方法については、法止め擁壁と盛土、補装になると思われる。 残存施設についても、死に体となっている可能性が高い。復旧対象の決定にあたっては、施工時の安全面からの判断も必要。 なお、法止め擁壁の構造規模を選定する際は、用地境界の確認が必要と考える。 また、同様の災害が発生しないよう、横断管渠の排水対策が必要と考える。 仮設計画については、既設電柱の一時切り回しが必要と考える。 					

【様式-14】総括調査位置図【記載例】 (被災市町村等: 〇〇市)

〇〇地方整備局 道路班 班長: 〇〇河川国道事務所 □□□□課長 建設太郎

※運行ルート・被害箇所を明記



注:イメージ



2019.10.21調査結果の報告(宮城県岩沼市)

【様式-15】調査表①【記載例】 〇〇地方整備局 道路班

箇所番号: 1 調査日時: 8月1日 9:00時点 災害種別: 道路

調査箇所: 河川・路線名称: 〇〇〇〇線 路線番号: 〇〇〇〇〇〇〇〇

起点座標: 緯度(N): 〇〇°〇〇'〇〇.〇〇〇" 経度(E): 〇〇°〇〇'〇〇.〇〇〇"

終点座標: 緯度(N): 〇〇°〇〇'〇〇.〇〇〇" 経度(E): 〇〇°〇〇'〇〇.〇〇〇"

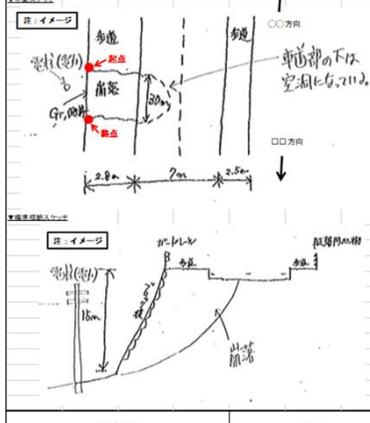
被災施設(代表施設): コンクリートブロック積み擁壁の崩壊 L=約30m、SL=約15m

被災規模(長さ・高さ等): 擁壁崩壊

被害状況: 一般被害: 無し 交通規制: 全止め 迂回有り 応急対応: 必要 被害利用: 崩落箇所にて電柱有り

※調査結果の概要

注:イメージ



調査結果概観: 〇百万円

TEC-FORCE支援アプリは、TEC-FORCE隊員とリエゾンが行う各種作業の効率化により、各職員の負担軽減を目的として開発したスマートフォンアプリです。

リアルタイム情報共有による連携強化・対応迅速化

クラウドサーバを介した
リアルタイム情報共有

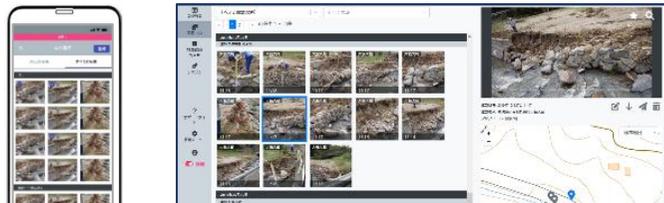


ログ報告支援ツール



- ・調査開始、終了報告等の定期的な報告の簡易化
- ・TEC-FORCE各班の活動位置をリアルタイムで把握可能
- ・リエゾンのログ報告の追加

写真・3Dデータ共有ツール



・写真の整理・共有の作業手間を軽減、360度画像表示可能

被災状況調査支援ツール



- ・スマートフォン入力により調査報告書の作成を効率化
- ・調査結果の即時共有による外業・内業の並行実施

リエゾン情報共有ツール



リアルタイム報告 2022年02月10日 13:50 報告

被災の概要

- 愛知県 沿岸部 津波浸水発生 02月08日 19:13更新
- 静岡県 沿岸部 津波浸水発生 02月08日 19:14更新
- 三重県 沿岸部 津波浸水発生 02月08日 19:14更新
- 静岡県沼津市 津波浸水あり 02月09日 16:29更新
- 公共土木施設被害
- 名古屋市 テスト 02月09日 16:07更新

・リエゾン報告（テキスト、写真、ファイル）を派遣先ごとにとりまとめ

掲示板機能



所在地	ステータス	地域	イベント	発生時刻	発見時刻	作業	調査時刻	報告時刻	公開時刻	更新時刻
愛知県	発生	沿岸部	津波浸水発生	2022年02月08日 19:13	2022年02月08日 19:13	発生	2022年02月08日 19:13	2022年02月08日 19:13	2022年02月08日 19:13	2022年02月08日 19:13

スマートフォンを用いた点群取得

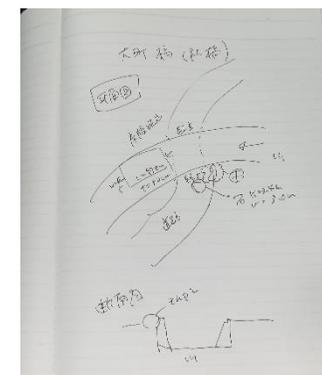


- ①スマホアプリで画像取得
- ②クラウドサーバへ伝送・処理
- ③三次元データ・写真共有、調査結果整理（計測可能）

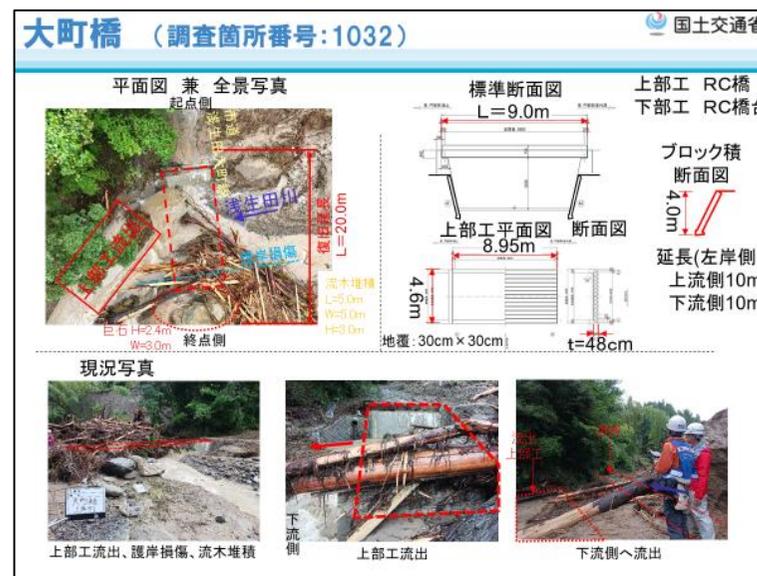
- TEC派遣チームの負担軽減のためTECアプリを活用した分業を検討
- TEC派遣チームは外業（現地スケッチ、写真撮影等）を担当
- 事務所支援チームで内業（図面作成、数量、概算金額の算出）を担当



ドローン調査



スケッチ



中部地方整備局 TEC-FORCE 隊員手帳



Technical
Emergency
Control-
FORCE

TEC-FORCE: 緊急災害対策派遣隊

令和7年2月

中部地方整備局
災害対策マネジメント室

中部地方整備局 リエゾン手帳



Technical
Emergency
Control-
FORCE

TEC-FORCE: 緊急災害対策派遣隊

令和7年2月

中部地方整備局
災害対策マネジメント室

目 次

1. TEC-FORCE連携強化
2. TEC-FORCE予備隊員の
主な活動内容
3. 募集要項等

- 中部地方整備局では、TEC-FORCEによる被災地方公共団体への支援体制を強化するため、災害対応に係る専門的な知識・経験を有する民間企業等の人材を、「TEC-FORCE 予備隊員」として募集します。
- 「TEC-FORCE予備隊員」は、災害時等に非常勤職員の国家公務員）として採用され、TEC-FORCE の一員として被災地等で活動いただく予定です。



※以下は概要であり、詳細は募集要項をご覧ください

業務内容 (非常勤職員として採用された場合)	応募資格	待遇等
<p>〔平時〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 採用期間の中で、原則年1回の研修（最長1日程度）を受講 <p>〔災害発生時〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災地での情報収集、関係行政機関等との調整 公共土木施設の被災状況調査 地方公共団体等への技術的助言 等 <p>(補足)</p> <ul style="list-style-type: none"> 採用期間の中で、1回あたり1週間程度の派遣を想定 災害時の派遣は、都度、災害時に個人の事情等（健康状態等の本人の事情、家族等の状況、企業等に勤務している場合の業務繁忙等を想定）も踏まえた調整の上で行う予定 	<p>〔経験〕</p> <p>以下①～③のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 行政間の高度な調整に資する経験を有していること 公共土木施設等の整備・管理に関する実務経験を有していること 公共土木施設等の被災要因分析や対策に関する研究実績を有していること <p>〔その他〕</p> <ul style="list-style-type: none"> TEC-FORCEの一員として、被災地での活動が可能な健康状態であること 所属企業等がある場合は、了解を得ていること 	<p>〔給与等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 日給18,310円or時給2,360円を支給 災害派遣時は特殊勤務手当を支給 旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律を適用 <p>〔公務災害補償〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家公務員災害補償法を適用 <p>〔その他〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 採用は研修・派遣毎に行い、採用期間中のみ国家公務員（非常勤職員）としての身分を持つ 兼業可（非常勤職員は国家公務員の兼業規制の対象外） 予備隊員の所属企業等のHPでの紹介（任意）を予定 研修受講に対するCPD向けの受講証明発行を予定

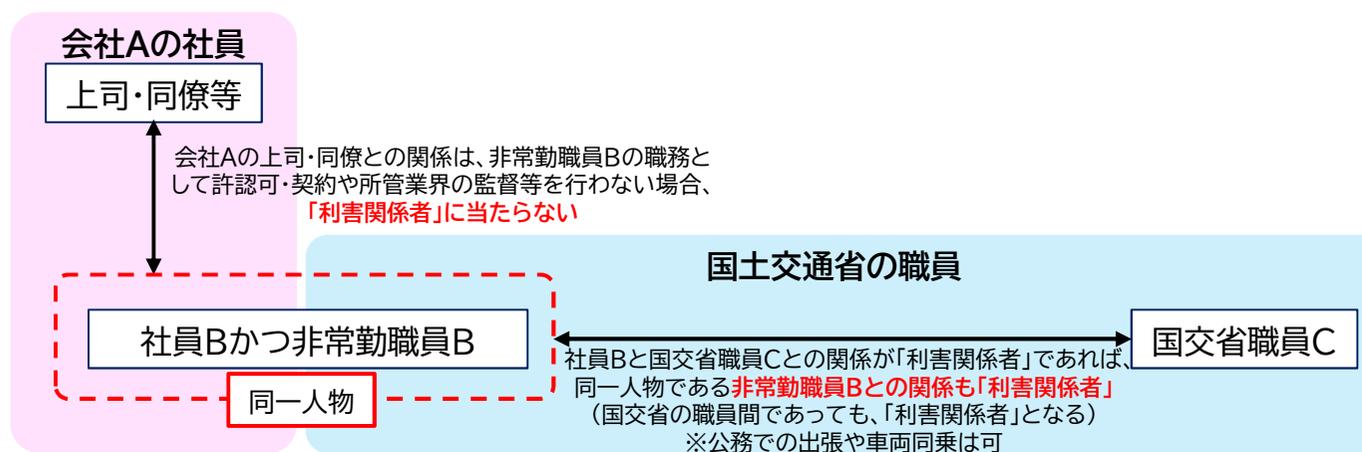
※採用は研修・派遣毎に行い、その時のみ国家公務員(非常勤職員)としての身分を持ちます

<国家公務員法関係のポイント>

- TEC-FORCE予備隊員としての職務(訓練・派遣)遂行にあたり適用されるもの
 - ・法令及び上司の命令に従う義務(国公法第98条第1項)
 - ・職務に専念する義務(国公法第101条)
- 任期中を通じて適用されるもの
 - ・争議行為等の禁止(国公法第98条第2項)
 - ・信用失墜行為の禁止(国公法第99条)
 - ・政治的行為の制限(国公法第102条)
- 任期満了後も適用されるもの
 - ・秘密を守る義務(国公法第100条)

<国家公務員倫理法・倫理規程関係のポイント>

- 非常勤職員となる方が、採用前に国家公務員との利害関係者である場合、非常勤職員として採用後も、当該国家公務員との利害関係者としての立場は継続します。
- 非常勤職員は、「利害関係者以外の者等との間における禁止行為」や「特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止」の適用を受けます。(民間人の立場・職務として実施した対価として、報酬を受領することは禁止行為に該当しません)
- なお、国家公務員倫理法・倫理規程は、非常勤職員としての身分を有する間にのみ適用され、それ以外の「TEC-FORCE 予備隊員」名簿登録期間には、適用されません。



<兼業時の国家公務員倫理法・倫理規程適用のイメージ>

1. 募集内容・採用形態 (募集要項P1~2)

「TEC-FORCE予備隊員」に関連する「募集・採用の主な流れ」は、以下のとおりです。

- ① 「TEC-FORCE予備隊員」の募集 (今回)
- ② 書類選考・面接による選考
- ③ (②による選考通過の場合) 「TEC-FORCE予備隊員」の名簿登録のお知らせ (令和7年10月頃を予定)
- ④ 研修に係る採用 (「TEC-FORCE予備隊員」として名簿登録された方の中から、非常勤職員として採用。非常勤職員として採用されている任期のうち、最長1日程度での研修を予定。研修は令和7年10~11月頃を予定していますが、研修人数によっては、それ以外のタイミングで受講いただく場合があります。)
- ⑤ 研修に係る任期満了 (「TEC-FORCE予備隊員」としての名簿登録は継続となります。)
- (以下は、TEC-FORCEとして災害派遣される場合)
- ⑥ 研修受講が完了した「TEC-FORCE予備隊員」に対する、災害派遣可否の事前確認
- ⑦ 災害派遣に係る採用、被災地等への派遣 (非常勤職員として採用されている任期のうち、概ね1週間程度での派遣を想定。)
- ⑧ 災害派遣に係る任期満了 (令和8年9月30日まで「TEC-FORCE予備隊員」としての名簿登録は継続し、災害派遣は、登録期間内において、複数回行う場合があります。)

非常勤職員としての身分を有するのは、非常勤職員として採用された任期期間中 (上記のうち、④~⑤ (研修) 及び⑦~⑧ (災害派遣) の間) のみで、それ以外の期間では、身分を有しません。また、実際に勤務するのは、任期期間中のうち、3. 職務内容に記載の活動等に従事する期間のみとなります。

3. 職務内容

(募集要項P2～3)

<研修>

以下は、1. 募集内容・採用形態の「募集・採用の主な流れ」の④～⑤（研修）のために非常勤職員に採用された場合の職務内容です。

職務内容：災害時に被災地等での活動を行うために必要となる研修に参加いただきます。その他、任命権者が必要と認める事務に従事していただく場合があります。

研修は年1回、最長1日程度を想定しています。研修の日時及び実施場所は、採用決定後にお知らせします。

<災害派遣>

以下は、1. 募集内容・採用形態の「募集・採用の主な流れ」の⑦～⑧（災害派遣）のために非常勤職員に採用された場合の職務内容です。

職務内容：TEC-FORCEの一員として被災地等に派遣され、常勤職員と一体となって、以下のいずれかの活動に従事いただきます。また、以下に掲げる事項のほか、任命権者が必要と認める事務に従事していただく場合があります。

①被災地における情報収集及び関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整

②被災地における被害状況調査

③被災地における災害応急対策に必要な地方公共団体等への技術的助言

※「TEC-FORCE予備隊員」の名簿に登録された方の中から、災害・従事いただく業務ごとに、本人の希望、必要となる知識、経験等を勘案して、派遣者を選定します（中部地方整備局管内に加え、全国への派遣となる場合があります。）。

※派遣の可否・派遣期間は、「TEC-FORCE予備隊員」の名簿に登録されている方の、その時点の個人の事情等（健康状態等の本人の事情、家族等の状況、企業等に勤務している場合の業務繁忙等を想定しています。）も考慮し、任命権者が決定

4. 待遇等

(募集要項P3～4)

<給与等>

1日あたり18,310円(1時間あたり2,360円)

※1日の勤務時間が7時間45分に満たない場合は、時間給で換算し給与を支給します。

※1日の勤務時間が7時間45分を超える場合は、超過勤務手当を支給します。

別途、研修時あるいは災害派遣時等における旅費を支給します。なお、交通費は旅費により支給し、通勤手当は支給しません。

また災害派遣時には、職務の内容に応じて、特殊勤務手当として人事院規則九一三〇（特殊勤務手当）第十九条に基づき常勤職員に支給する金額に相当する金額を支給します。

<勤務時間>

研修時・災害派遣時等に、それぞれの活動内容に応じて任命権者が決定します。

※災害派遣時は、概ね1週間程度、1日7時間45分程度の活動を想定していますが、災害の規模、現場の状況等によって異なる場合があります。

※超過勤務手当の支給対象は、実際に業務を行った時間に対してであり、業務を行わず移動のみを行う時間に対しては支給されません。（移動中に職務として打ち合わせ等の業務を行う場合は支給対象です。）

<災害時の補償>

公務上の災害については、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）の定めるところにより、常勤の国家公務員と同様の補償が受けられます。なお、休業補償、傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金等の金額は、国家公務員としての待遇に基づき算定されます。

5. 応募資格 (募集要項P4~5)

以下の要件①~②のすべてを満たす方で、要件③~⑤のいずれか又は複数の経験を有している方とします。

①TEC-FORCEの一員として、被災地での活動が可能な健康状態であり、1年以内に受診した健康診断結果の提出が可能であること

※健康診断とは、人事院規則一〇一四（職員の健康及び安全保持）に基づく一般定期健康診断又は労働安全衛生法に基づく定期健康診断若しくはこれらに相当する健康診断等を指します。

※健康状態により被災地での活動が困難であることが確認された場合には、「TEC-FORCE予備隊員」の名簿登録から削除することがあります。

②所属先の企業・団体等がある場合は、本募集への応募について承諾を得ていること

③国又は地方公共団体等の組織間の高度な調整に資する経験及び災害応急対策における高度な連絡調整に資する経験を有していること

④公共土木施設等の整備及び管理等に関する実務経験を有していること

※国又は地方公共団体が行った公共土木施設等（河川、砂防、海岸、道路、上下水道及び港湾）の災害応急対策又は災害復旧に関する業務経験、国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）での活動経験若しくはこれと同等以上の知識、経験、技能等を持つ方を含む。

⑤公共土木施設等の被災要因分析や対策に関する研究実績を有していること

※工学、農学又はその他防災や災害対策に関する学問分野での学士号を有し、公共土木施設等（河川、砂防、海岸、道路、上下水道及び港湾）の被災要因分析や対策に関する研究実績があること又はこれと同等以上の知識、経験、技能等を持つ方。

6. 留意事項

(募集要項P5～6)

- ・非常勤職員として採用された場合、国家公務員法第 103 条及び第 104 条に定める兼業規制等は課せられません。
- ・非常勤職員として採用された場合、研修時・災害派遣時のいずれも「国土交通省共済組合」の加入条件を満たさないため、「国土交通省共済組合」へは加入しません。
- ・労働基準法第 38 条に基づく「事業場を異にする場合の労働時間に関する規定の適用についての通算」は、非常勤職員としての勤務時間が労働基準法上の労働時間でないため、適用されません。
- ・非常勤職員としての給与等について、必要に応じて確定申告等を適切に行ってください。
- ・非常勤職員として採用された場合、国家公務員法等に基づき、以下の義務や制限等が課せられます。

<国家公務員倫理法・倫理規程関係>

○非常勤職員となる方が、採用前に国家公務員との利害関係者である場合、非常勤職員として採用後も、当該国家公務員との利害関係者としての立場は継続します。

○非常勤職員は、「利害関係者以外の者等との間における禁止行為」や「特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止」の適用を受けます（民間人の立場・職務として実施した対価として、報酬を受領することは禁止行為に該当しません。）。

○国家公務員退職後に、改めて今回の非常勤職員に採用される場合、国家公務員退職前の職務に係る「利害関係者」との禁止行為は、今回の非常勤職員採用後には適用されません。

○なお、国家公務員倫理法・倫理規程は、非常勤職員としての身分を有する間にのみ適用され、それ以外の「TEC-FORCE 予備隊員」名簿登録期間には、適用されません。

8. 応募方法 (募集要項P6～7)

①応募書類

- ・ 意向調査票 (様式1)
- ・ 履歴書 (様式2)
- ・ 職務経歴書 (様式3)

※応募資格に関連する経歴は、応募資格を満たすことが分かるよう、詳細にご記載ください。5. 応募資格③～⑤のうち、複数を満たす場合は、それぞれを満たすことが分かるように記載ください。

※中部地方整備局ホームページに、各様式のオリジナルデータを掲載しております。

https://www.cbr.mlit.go.jp/saigai/tec_reserve_member/20250723_01.html

(中部地方整備局トップページ → 防災のページ → 下図のバナーをクリック)



TEC-FORCE
予備隊員

隊員を募集中！ココをクリック

②応募締切り

令和7年9月17日 (水) 18時 (メール受信有効、郵送時必着)

③提出先

(河川・砂防・海岸・道路・上下水道・機械・電気・その他分野に係る応募)

メールアドレス：cbr-tecyobitain@gxb.mlit.go.jp (両分野共通)

郵送：〒460-8514名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館

国土交通省 中部地方整備局 災害対策マネジメント室

(港湾分野に係る応募)

メールアドレス：cbr-tecyobitain@gxb.mlit.go.jp (両分野共通)

郵送：〒460-8517名古屋市中区丸の内二丁目1番36号 NUP・フジサワ丸の内ビル

国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部港湾空港防災・危機管理課

TEC-FORCE予備隊員への応募を検討されている方を 雇用されている企業・団体等の皆様へ

＜企業・団体等の皆様へのお願い＞

（募集要項P8）

○応募にあたり、現在、企業・団体等（以下、「企業等」と記載します。）にお勤めの方については、所属企業等の承諾を要件としています。本制度の趣旨に鑑み、何卒御理解・御協力をお願い申し上げます。

※「兼業」について、国家公務員法等の国家公務員側での制約はありません。企業等側の雇用契約・就業規則等における対応について、各企業等側でのご確認等をお願いします。

○研修や災害派遣期間が企業等側の勤務日と重複した場合の休暇取得等についても、御理解・御協力をお願い申し上げます。

＜不明点について＞

（募集要項P9）

○本募集への応募についての質問等がある場合は、応募される方を通じて、中部地方整備局へお問合せをお願いします（企業等からの直接のお問合せはご遠慮ください。）。

（河川・砂防・海岸・道路・上下水道・機械・電気・その他分野に係る応募）

国土交通省 中部地方整備局災害対策マネジメント室

室長 栗山 康弘、室長補佐 川口 晃

電話：052-685-0533、メール：cbr-tecyobitaiin@gxb.mlit.go.jp（両分野共通）

（港湾分野に係る応募）

国土交通省 中部地方整備局港湾空港部港湾空港防災・危機管理課

課長 外山 裕司、課長補佐 吉見 直之

電話：052-209-6328、メール：cbr-tecyobitaiin@gxb.mlit.go.jp（両分野共通）

意向調査票(様式1)の主なポイント

- 勤務分野に関する希望 ※該当箇所にチェック (複数可)
- 河川 砂防 海岸 道路 上下水道 機械 電気 港湾
- その他 (例: 行政事務) ※具体的に記載のこと

- 職務内容に関する希望 ※該当箇所にチェック (複数可)
- 被災地における情報収集及び関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整 (リエゾン)
- 被災地における被害状況調査
- 被災地における災害応急対策に必要となる地方公共団体等への技術的助言
- その他 () ※具体的に記載のこと

- 応募についての、所属企業等からの承諾の有無
 - 応募について、承諾を得ている
 - 企業等に所属していない (自営、職に就いていない等)
 - その他 () ※具体的に記載のこと
- ※応募について、承諾を得ていない場合は応募出来ません

※派遣される場合の「勤務分野」および「職務内容」は、上記で表明した希望や、派遣調整時点での希望聴取結果も考慮の上、決定します。

※ご提出いただいた個人情報については、TEC-FORCE予備隊員としての選考や研修・災害派遣のための採用以外の目的では使用せず、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、取り扱うものとします。

- ※これまでの職務経歴について、期間、業務内容（担当業務の詳細、実績等）やポジション（職位や部下の数等）を御記載ください（様式自由）。
- ※応募資格に関連する経歴は、応募資格を満たすことが分かるよう、詳細にご記載ください。
- ※応募資格③～⑤のうち、複数を満たす場合は、それぞれを満たすことが分かるように記載ください。

